

氏名(本籍)	須田春子(東京都)
学位の種類	文学博士
学位記番号	博乙第122号
学位授与年月日	昭和58年3月25日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
審査研究科	歴史・人類学研究科
学位論文題目	律令制女性史研究 附論：平安時代後宮及び女司の研究
主査	筑波大学教授 芳賀登
副査	筑波大学教授 文学博士 井上辰雄
副査	筑波大学教授 文学博士 宮田登
副査	筑波大学助教授 文学博士 大濱徹也

論文の要旨

本論文は律令国家が女子に開いた公職の場である後宮十二司と尼僧寺院に関し、その実態をとらえることにより現実的機能を明らかにしたものである。その上で古代文化と女性の活動とを関連づけている律令制女性史研究である。本論は飛鳥・奈良時代をあつかい、附論は主として平安初期の200年をあつかう。

本論は五章よりなり、第一序章飛鳥文化は蘇我氏の仏教と渡来氏族に関する伝承一特にその女性の果した役割を司馬氏の中の達等とその女嶋女の得度に求め、桜井道場の中に受戒の場を求めている。聖徳太子の仏教と女性では太子建立の尼寺に蘇我氏の私的信仰を吸収して国家仏教への拡大への道を論証している。

第二章律令体制下の女性では古代政権成立の道程での機構整備、内廷とくに後宮乃至宮人制度との関連で、令制における女子の公職の検証に当て、宮人、東宮宮人、斎宮宮人、御巫等の存在を明らかにし、ついで後宮十二司とその機能で女子十二局の一つ一つについて考察し、命婦、女嬪、妾女の具体的機能を検証、女薬数習所内教坊の中で飯高諸高伝の信憑性に関する考証で一見識を示す。最後に律と女性の中で後宮十二司のごとく、大規模な太政官制下で小規模ながら女子にも公職の場が開かれたため律の規定の適用を受けて処罰された事実をあげている。

第三章天平文化と宮廷女性は、天平貴族の和漢の教養の発展と宮廷肆宴の年中行事化の中で後宮十二司の世界に生きる女子が肆宴の主役をつとめたのは僅かに女踏歌のみであること、公儀節会や

王臣群卿宴に参加した事実を具体的に示している。元正太上天皇と万葉時代では、元正太上天皇の儒教的教養、和歌の嗜み、仏教とのかかわりおよび太上天皇周辺の皇女・王女・命婦等の関係に力をそそぎ、万葉時代における女性作家の荷担者を分析して、皇女王女・後宮宮人・高級官人の妻・地方名門旧族の女子が多いと論づけている。その上で水主内親王とその所蔵経の中で率鳥仏教と天平仏教のつながりを求め、また天平後宮の唐仏教受容で奈良女性の仏教受容への積極的姿勢を明らかにしつつ、華嚴の世界が全人救済であることがそれを促進した事実や、宮子の華嚴信仰の理由づけをしている。さらに光明皇后の寺建立・造像・写経への積極的姿勢が藤氏の代々の私的な弥勒信仰等とつながることや、武智麻呂の弥勒信仰等に照明を当てている。さらにそれを含めて後宮制即ち「しりえのまつりごと」として皇后光明子わ氏の自覚と家刀自の権威を背景に、国家仏教へと高めるために光明子の皇后写経所を建設し、国家仏教化を促進した事実等を明らかにしている。

第四章尼僧とその数学では奈良仏教荷担者は出家の尼僧と優婆夷および貴賤を問わぬ一般在家の女性信徒であるとのべ、とくに鎮護国家仏教の要請に応じてつくられは国分尼寺と中に女性のために開かれた公的場を見出し、在家信仰との関連を求めている。とくに尼寺とその数学の中で、坂田尼寺伝承のごとき司馬氏の仏教伝承とのかかわりからときはじめ、橘尼寺の伝承に聖徳太子の仏教とのかかわりまでふれている。また優婆夷等の存在にふれ法華経・華嚴線等の仏教経典との関係にふれている。また豊浦寺と沙弥尼・行基の十三尼院、大伴氏と尼理願その他で女性救済の尼寺と国家仏教との関連づけにつとめている。国分尼寺法華寺の写経開始や金光明寺が宮寺としての性質を失い、法華寺となったこと等にもふれた上で、寺務職制の整備過程を考証し、宮寺、法華寺の尼の具体的活動、教典からみた法華寺の数学の中で華嚴経学・梵網経疏その他、法華寺の諸伽藍のあり方にふれる。

尼僧とその活動では僧綱制と対比する大尼等の存在にふれ、尼位・尼官にもふれ、尼寺の三綱(上座尼、寺主尼、知事尼、都維那寺)の存在を明らかにしている。さらに時代順に尼僧の活動を具体的に示し、そのあとで在家女性の仏教で造像より写経の多い事実にもふれ、行基集団にみられる民衆の知識経づくりの力の存在を明らかにし、梵網経・大般若経、知識経とくに女性の願経・私経とのかかわりを追跡している。

第五章奈良時代末期の女性では、まず孝謙女帝を中心にすえ、東宮阿倍内親王立坊から孝謙治世、さらに天皇と仏教との関連、奉写御執経所内実、写経所の規模構成、天皇をめぐる側近の盛衰、西大寺創建、西隆尼寺等にふれている。そのあとで優婆夷考をかき、尼師・尼公らが公的な場で官寺仏教を支えているのに対し、在家信心乃至出家人として津令仏教を支えていることをのべ、その中から尼師も生まれたことをのべている。

以上のごとく本書は主として正倉院文書その他文献史料を駆使して具体的に展開した律令制女性史の一成果である。

なお附論として平安時代後宮及び女司の研究がつけられている。第一章平安時代の後宮制度では令制後宮の推移の変質過程とくに存在や女御・更衣にふれ、ついで歴代後宮と一世源氏賜姓にふれ、第二章では奈良時代の後宮十二司が平安時代にどう受け継がれたか、令制外の女司内侍所が令制女

司制完成時代に成立したことの意義、大同年間から弘仁年間に關係法規の改廢の事実や櫛筒殿・女藏人・女房女史女官の存在を描き、弘仁のはじめ嵯峨天皇が薬子の乱のあと後宮立直しにつとめ内侍所職事と共に門司の存在を浮び上らせたこと、女御更衣に定数のなかったこと等を明らかにする。第四章で宮廷文化と後宮女性の活躍にふれ、ここでも内宴での活躍、文宴での活動、宮廷音楽隆昌の支え、女歌合の存在にふれている。そのあとで女性が後宮制度の中の争いでいろいろ傷つくことと怨霊・物の怪にもふれている。

審 査 の 要 旨

本書は、日本の女性史の研究の中へ位置づけた場合女性の歴史的地位を明らかにするためにとくに制度史の中での位置づけをねらった本格的先駆的業績であり、律令制の研究からみると女性のつくことのできる地位と実態とを具体的に追求した業績といえる。

しかもその論旨の展開は極めて明確で、(1)後宮十二司と宮人、(2)尼寺の数学と国家仏教との関連づけに力を尽し、(1)の方が存続改変したのに対し、(2)の方が早くから変質して尼僧の地位が失墜したことを示している。

本論・附論共に論文の構成等に論旨の展開がよみとれる様に工夫され、行論そのものに無理がないと共に、こまかな史的事実についても悉皆的に事例をあげていること、さらに伝説と史実とのかかわりあいにもその考証に力を入れて、両者の混同をさける努力をしている。

とくに天平文化と宮廷女性のごとき史的な山場をつくり、そこに後宮十二司と尼寺での活動をつなげた叙述は、歴史叙述の上で評価ができる。さらに鎮護国家仏教の成立過程におけるその演出過程での藤氏一門の活動、宮子、光明子その他の動きの叙述は歴史像を浮び上らせる力をもっており、従来の仏教史の叙述にみられないものである。

史料的にはかならずしも恵まれない分野にもかかわらず、在家や民衆とのかかわりを求めた努力も評価したい。それと共に微細な省察は基礎事実の確定に役立つと思われる。

しかしそれだけに、ことこまかにみるとき基礎的な事実はまだまだ詮議だてられねばならぬことも多い。考古学的・民俗学的その他の考証の方法にまつところも少ない。

本書のごとき律令制女性史であれば、公的な活動の場だけでなく、家刀自としての権威・藤氏一門での位置づけを含む、女性の家の中での地位の向上とかかわり等につき、さらに省察を深めていただきたいことがある。

また女帝の存在は元正太上天皇・高野天皇の事実のみを問題するのではなく、それがいかなる制度とかかわるのかまた儀礼とかかわるのかなお考えたいことでもある。とはいえそうしたことへの示唆を求めれば、本書の行間にはそれらをとくに鍵が数多く存在していることは明らかであり、その意味で本書の学問的価値は高く評価され得る。

よって、著者は文学博士の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。